九州学院の創設・開校 ―キリスト教主義学校教育の始まり（下）

藤本　誠

六　九州学院の創立・開校

一九一一（明治四四）年四月一五日、九州学院は私立学校として開校し、正式に創立された。明治四三年一月一九日の設立認可時には学院校舎の形はまだ無く、院長を始めとする陣容も白紙の状態であった。

最初の入学試験は、開校時までに校舎の建設と設備が完成しなかったため、受験生を雨天体操場に集合させ、落成した寄宿舎を仮教室として行ない、二二八人の受験者に対し一二二人を合格者として入学を許可した。「明治四十四年四月施行　第一學年入學試驗問題」は「國語」と「算術」で、試験時間は二時間であった。「規程摘要」には「本學院ハ男子ニ中等程度ノ普通教育を施スヲ以テ目的トス。修業年限五ヶ年、入學資格　尋常小學校卒業以上ノ學力ヲ有シ年齢満十二年以上満十四年以下トス。受驗料金壹圓」と記されている。

予想を超える入学者を迎え、当初予定していた三クラス編成を変更して、新入生一二二人を一クラス三〇人の四クラスに分け、寄宿舎を仮教室として授業が開始された。二階を寄宿舎として使い、一階を教員室と教室に充てた。構内の院長宅には遠山院長、教頭宅には平野乍、舎監宅には尾方勝彌が入居し、寄宿生と共に九州学院での学びの生活が始まった。

開校当初の教師陣容は次のとおりである。

院長　遠山参良（修身、英語）、（元第五高等学校英語科主任教授）

主事　C・L・ブラウン（英語）、（南部一致ルーテル教会宣教師、神学博士）

教師　尾方勝彌（修身、体操）、（東京高等師範卒、初代舎監、県立高女より招聘）

平野　乍（国語、漢文）、（教頭、済々黌より招聘、

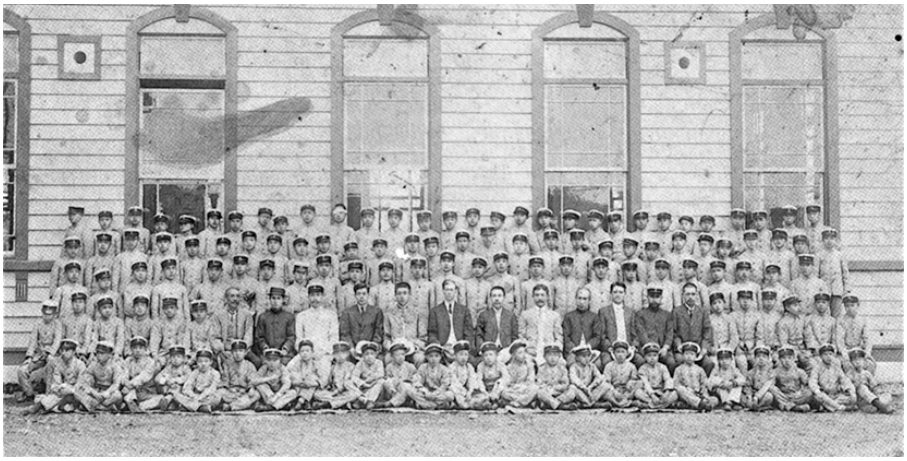

第１期生（1911 年４月入学生）

飽託郡田迎村）

藤田静雄（歴史、地理）、（早稲田大学高等師範部地歴科卒、済々黌より来任、後・長崎活水女学校教頭）

山崎免茂吉（図画）、（熊本市池田町）

村上二郎（英語）、（明治学院高等学部卒、後・米国ローノーク大学文科修了、後・九州女学院主事）

島野至平（体操）、（熊本高等工業より来任、熊本市東坪井町）

事務　阪田武一郎（庶務、会計）

「やがて新入生達の制服や靴が揃った。当時の熊本の学生は一般に弊衣破帽を誇る風があり腰に大きな面桶と、うす汚れた洋手拭をぶらさげ、尻をふって歩く実に見苦しい風が行はれて居た。是等に比べると九州学院の生徒達は何彼につけて上品である所から遂に『熊本の学習院』と呼ばれる様になった。さうかと言って決して軟弱な風を愛するのではない」（『創立二十周年記念誌』・藤田静雄「思ひ出ばなし」）

と、青年クリスチャン教師・藤田静雄は当時を回想している。

ブラウン主事は英語を教えた。同じく藤田の回想によれば、寄宿舎の階下を教室として授業は行なわ

れ、「ブラウン博士は一年ボーイ達に熱心に英語を教へられたがWの発音が生徒達に余程異様に感ぜられたものと見え先生を見る毎に『デボリヨー、デボリヨー』と言って居た。英語に就て、も一つ滑稽だったのは、生徒達にとっては外人教師の正式の発音が耳なれないため『ブラウン先生な英語ば、ようと言ひきんなはらんばい　村上先生の方が上手か』と言ひ合て居た」（同前）という。

平野乍は一組の担任で、「済々黌より教頭格で招聘された先生だけあって容姿端正国漢文を担当され、特に国文学に対しての造詣深く、且つ創作著作著述方面にも関心を持っておられた」（森田武久「創立時の私立九州学院―九学スピリットの原点―」一九七五年四月一三日稿了）先生であった。退任後も著述活動に従事し、昭和七年三月には熊本市役所編纂発行の『熊本市史』（一〇〇六頁）の膨大な著書を執筆し、上梓したことでも、つとに知られている。

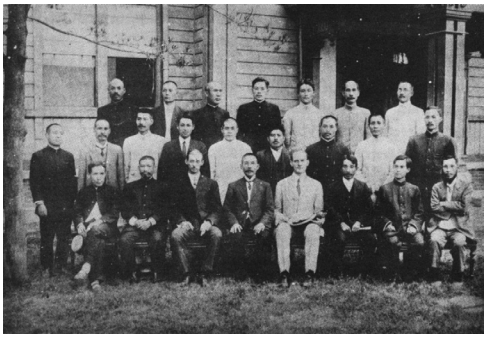

学院初代教職員（1912年9月頃）

緒方勝彌は二組の担任で、初代舎監を務め、修身と体操を担当した。「女子名門校の県立高女の教諭より招聘されて来任された極めて真面目で厳格な指導をされし方であった。特に体操中は亜鉛体操といってデンマーク式の型を取り入れられた。現時の鉄亜鈴の如きものが木製であったもので、それを色々の動作をして振り回していたものであった。同時に機械体操が得意であられて、エビ上り、宙返りなどを間断なく繰り返されたものである」（同前）と、森田第一回生は回想している。

三組の担任であった藤田静男は、地理と歴史を担当した。名門校・済々黌から招聘されて来任、青年の意気凄まじく教授した。未だ独身者であったので寄宿生と生活を共にし、学院生徒と本当の師弟生活を送った。身長が低かったため「坊ちゃん」のニックネームをつけられたが、弁舌に秀で、弁論部を創立して雄弁術の指導に当った。青年クリスチャン教師として、寄宿舎では同志を集め聖書の物語を熱心にした。

島野至平は陸軍将校上りの教師で、熊本高等工業より来任、主として兵式体操を教えた。創立当時は

歩調訓練程度であったが、後年には銃剣を貸与され、本格的な軍事教練が行なわれた。体操の他に寄宿舎炊事監督を兼務し、生徒の健康管理にも努めた。

ミッション・スクール九州学院の開校はルーテル教会でも慶祝された。同年五月三日の特定祈祷日に「家庭、学校、青年」と題して祈ることとし、祈りの中に、「学校、教師及生徒が福音を慕い求めん為、青年の中より有力なる伝道者の輩出せん為、宣教師及伝道師の働きの上に聖霊の豊かならん為」祈るようにと、その内容を掲示した。しかし、九州学院は「文部省訓令第十二号」に抵触しない教科課程の私立学校として開校したのであった。こうした状況の下で、ルーテル教会待望のミッション・スクール九州学院は開校したのであった。

七　路帖（ルウテル）神学校から九州学院神学部へ

一九一一（明治四四）年三月、路帖神学校は第一回の卒業生を送り出す。久留米教会出身の松本学明である。松本は久留米教会で米村常吉やウィンテルの下で既に神学教育を受け、明治四二年九月から四四年三月まで満二ヵ年にも満たない神学の仕上げをして一人卒業したのであった。松本は卒業後、日田講義所を開設し、その定住主任として赴任した。

九州学院が開校して二ヵ月後の明治四四年六月、路帖神学校は西子飼町（現・東子飼町）から九州学院内に移転し、九州学院神学部に改組された。

明治四三年七月に熊本教会を辞任して博多に去った山内直丸牧師の後任として、明治四四年七月、瀧本幸吉郎牧師が熊本教会に着任すると、九州学院神学部の教授も兼任した。

夏季休暇が終わり九月になると、神学部にも新たに主任教授として久保徹が着任した。

九州学院神学部教授陣と神学生

「久保は米国に留学し、プリンストン大学に於いて神学を修め、傍ら哲学を研究し、少壮気鋭の新帰朝者であり、その夫人は松本学明の長姉に当った。郷里の関係から村上二郎をも相識

の間柄であった。久保は神学部の主任教授であったばかりでなく、中学部の学課をも担任し、教会にも奉任し、後機関紙『るうてる』の主筆の労をも採るようになった」（福山猛編纂『日本福音ルーテル教会史』一一二頁）。

一〇月二一日、熊本教会では、継新（のち医学博士、眼科専門の名医）の司会で、瀧本牧師と新たに会員となった久保徹、玉置豊助の歓迎会を催した。

同年一二月には学院最初のクリスマス祝会が催された。

「二十二日午後五時から寄宿舎大食堂に於て、市内各教会の教職及有志数十名を招待し、玉置が院長に代って挨拶を述べ、生徒全部と来賓一同は晩餐を共にした。終ると祝賀会に移り、讃美歌、聖書（ウィンテル）、祈祷（同）、開会の辞（玉置）、英語讃美歌（ブラウン令息）、演説（ブラウン）、讃美歌合唱（神学生）、演説（久保徹）、丁抹（デンマーク）唱歌（ウィンテル令嬢）、英語会話（中学部生徒）、来賓演説、独唱（ブラウン夫人）、英語暗誦（中学部生徒）、祝祷（ウィンテル）、それから余興に移り、菓子配分、講談、琵琶などがあって閉会した。最後一同起って国歌君ヶ代を斉唱した」（同前、一一三頁）

寄宿舎でのクリスマス祝会だが、最後は国歌「君が代」の斉唱である。創立期の九州学院は「私立学校令」及び「文部省訓令第十二号」を遵守し、入学式や卒業式などでは学院長訓辞の前に「教育勅語捧讀」が行なわれていた。

九州学院が設立された明治末は、近代天皇制国家における国家権力と社会主義の軋轢が露顕し、大逆事件が発生した。明治四三年五月から八月にかけて幸徳秋水を始めとする社会主義者が相次いで逮捕され、熊本でも『熊本評論』の松尾卯一太（ういった）、新美卯一郎（にいみたく）ら四名が連座して逮捕された。一二月にはフランスの社会主義者が大逆事件に抗議して、パリの日本大使館にデモをかけ、ロンドンやニューヨークなどでも抗議が続いた。しかし、翌明治四四年一月二四日には、死刑判決が下った幸徳秋水以下一二名の死刑が執行された。熊本の松尾と新美も処刑された。一月二八日には植村正久が大逆事件で死刑になった大石誠之助（紀州新宮の医師）遺族の慰安会を、富士見町教会で挙行した。二月一日には徳冨蘆花が第一高等学校で「謀反論」の演説を行ない、幸徳らの処刑を糾弾した。また同日には、幸徳秋水が獄中で脱稿した『基督抹殺論』[注]が出版された。欧米の精神

的根幹としてのキリスト教が、日本の思想界でも井上哲次郎のキリスト教批判レベルから進展した形で、本格的に論じられるようになった。

国際社会からも批判を受けた「大逆事件」は、近代天皇制国家体制が日本の思想界においても国家統制を貫徹した、象徴的な事件であったといえる。

九州学院が創立された一九一一（明治四四）年の一二月二二日、九州学院最初のクリスマスでは、ブラウンから全員に小型の聖書一冊ずつが贈られた。九州学院創設にも寄与した熊本女学校長・福田令寿（九州薬学専門学校、第五高等学校講師）が来賓として招かれ演説を行なったが、生徒一同に深い感銘を与えた。救い主イエス・キリストの降誕を祝い、激動の時代をキリスト教精神によって希望をもって生きんとするメッセージが、九州学院健児の魂を捉えたのであろう。

八　日本帝国におけるキリスト教主義学校

一八九九（明治三二）年に公布された「文部省訓令第十二号」によって、「中学校令」及び「高等女学校令」による学校では宗教教育が禁止され、キリスト教教育を堅持するため各種学校になると、徴兵猶予の特典がなくなり上級学校進学の資格を失う厳しい状況に置かれた。明治政府は教育と宗教を分離し、天皇を崇敬の対象とする神道を国教として浸透させる教育政策を推し進めた。このような天皇制国家統制下の近代教育制度におけるキリスト教教育のあり方を模索するとき、キリスト教主義学校は極めて困難な問題に直面させられることになった。

日本帝国におけるキリスト教の受容及びキリスト教教育の可能性について考える際、天皇に対する崇敬とイエス・キリストへの信仰の関係性が問われてくる。どのような基本姿勢で対処していくのか、それによってキリスト教主義学校の基本的教育方針も変わってくる。

ブラウンは九州学院創立前の一九〇九（明治四二）年、『Japan for Christ』でこの課題について言及している。「第四章　日本における伝道の好機（OPPORTUNITY FOR MISSION WORK IN JAPAN）」で好機となる六つの条件を挙げているが、「一、近代的日本人の精神の受容性（The Receptivity of the Modern Japanese Mind.）」の中で次のような基本的姿勢を示している。

「…今まで日本人において、キリスト教が拒絶され無関心であった原因は、彼らがキリスト教そのものを敵視したり、その異質性のゆえに

limonite
株式会社 日本リモナイト
【熊本営業所】〒861-8006　熊本市北区龍田3丁目32-18
TEL 096-374-7701　FAX 096-374-7705
【本社・工場】〒869-2235　熊本県阿蘇市狩尾289番地
TEL 0967-32-1082

偏見を抱いていたからではない。そうではなく、キリスト教が受容された場合には、国家の脅威になるのではないかと信じていたからである。三百年前のカトリック司祭の行動を彼らはいつも念頭に置いていたのである。

社会の各階層及びあらゆる専門分野におけるプロテスタント伝道と近代的クリスチャンの成功は、人が天皇に対する忠誠（loyal to the Emperor）とイエス・キリストに対する信仰（faithful to Jesus Christ）を尽すことができることを証明している。つまり、人はよき愛国者（a good patriot）であるとともに、よきクリスチャン（a good Christian）になることができるのである。日本国内にある強力な反対は次第に消滅しつつある。比較的わずかの知識人だけがキリスト教に反対を唱えているだけであり、人々の大半はキリスト教がよい宗教であるとの認識に至りつつある。このような人々の多くは、いまだに個人的に救いを受け入れてはいない。それは人格と罪の観念（the ideas of personality and sin）が日本人の精神においてうまく発達していないからである。だが、彼らはキリスト教が彼らの精神にとって必要なものを満たすことができる宗教であるかどうか、真剣に思い悩み始めている。それ故、次世代の多くの者たちは深い思索のただ中にある。そしてこのような真剣で熱誠な思索で醸成された精神の自然な受容力が、今日の教会に好機をもたらすに違いない」（二五～二六頁）

天皇制国家の国民としての倫理観や規範意識と、人格や精神に係わる信仰の領域は二律背反することはなく、日本帝国のよき愛国者（よき国民）であると同時に、よきクリスチャンとなることができるとブラウンは主張する。これは天皇を国家体制上の皇帝（Emperor）と見なし、キリスト教の神と対峙する神的存在とは考えない、欧米型の近代国家、近代社会観に拠っている。

『Japan for Christ』の表紙は日の丸の国旗と旭日旗が交差した絵で飾られ、『TIDINGS』の一九一三年二月号の表紙ページは、前年七月三〇日に即位した大正天皇（嘉仁・Japan's New Emperor Yoshihito）の御真影（写真）と日本的な人力車の写真で飾られている。日本帝国におけるミッション・ボードの基本的姿勢を、ここに窺うことができるのである。

（ふじもと　まこと／九州学院一〇〇周年記念歴史資料・情報センター長）

これからも、まんなかに、くまもと。TKU テレビくまもと

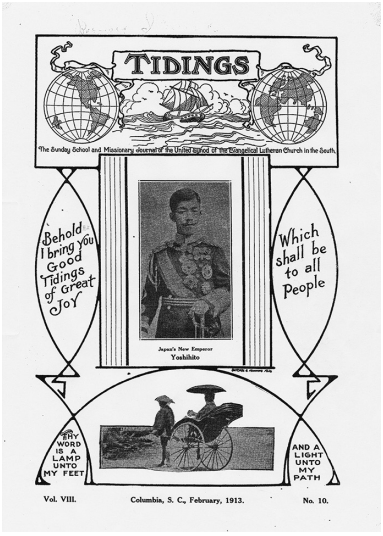

『TIDINGS』1913年2月号の表紙

（注）幸徳傳次郎『基督抹殺論』（明治四四年二月一日発行、丙牛出版社）

西洋における科学的聖書批判に基づいてキリスト神話説を展開し、歴史的存在としてのイエスを否定した、幸徳秋水最後の著書。「十二　結論―抹殺し了る」の最後は、次のように結ばれている。

「故に予は下の宣言を以て擱筆す。曰く、基督教徒が基督を以て史的人物となし、其傳記を以て史的事實となすは、迷妄なり。虚偽也。迷妄は進歩を礙げ、虚偽は世道を害す、斷して之を許す可らず。即ち彼れが假面を奪ひ、扮粧を剝ぎて其眞相實體を暴露し、之を世界歴史の上より抹殺し去ることを宣言す」（一四七頁、注・基督教徒以下傍〇が、迷妄は以下傍◎が施されている）

当時の新聞広告には、次のように宣伝されている。

「幸徳秋水が最後の文章◎破天荒の奇著　基督抹殺論　菊判美装箱入　定價七拾錢　郵税八錢　一代の論客として知られたる　幸徳秋水も誤つて天地の容れざる大逆無道を企て今や遂に斷頭臺上の露と消え去りぬ　其鐵窓裡に呻吟せるの間　特に此一巻を著す所論痛絶快絶行文悲絶愴絶殊に其史的人物としての　基督の存在を非認し十字架が生殖器の表號の變形たるを斷ぜるところ骨を刺し肉を刳りて　世界の大聖基督をして殆んど完膚なからしむる洵に　これ宗教史上の一大發見なり嗚呼幸徳秋水死に臨みて基督を抹殺し了せむとす　抑々何の思ふ所あつて然るか多く語るに忍びざるなり秋水自ら曰はく『是れ予が最後の文章にして生前の遺稿也』と敢て滿天下の憎讀を冀ふ」

熊本中央法律事務所
熊本市中央区京町2丁目12-43
TEL　096（322）2515
FAX　096（322）2573